

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険（鋼材）の引受基準について 一般社団法人日本鉄鋼連盟 線材製品協会 一般社団法人特殊鋼倶楽部 平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00078 沿革 <u>令和 7 年 3 月 14 日</u> 一部改正 この規程は、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、特約書第 3 条第 2 項の規定に基づく保険契約の締結の制限及び第 6 条（附帯別表第 3）に基づく内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。 記	貿易一般保険包括保険（鋼材）の引受基準について 一般社団法人日本鉄鋼連盟 線材製品協会 一般社団法人特殊鋼倶楽部 平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00078 沿革 <u>令和 7 年 2 月 20 日</u> 一部改正 この規程は、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、特約書第 3 条第 2 項の規定に基づく保険契約の締結の制限及び第 6 条（附帯別表第 3）に基づく内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。 記	
2 国別引受基準 (2) 特定制限国 ① (略) ② <u>(2)①にかかわらず、イラクについては、③ - 1 及び③ - 2 の条件に該当する対象契約については、保険契約の申込みを要する。ただし、1 基本的引受基準の(8)のとおり、③ - 1 (i)のうち契約金額の全部又は一部が「別紙 3 政府開発援助契約等」1 (1) (決済方式を問わない。) 若しくは 2 に該当する対象契約又は③ - 1 (ii)イのうち契約金額の全部が前受金により支払を受ける対象契約については、保険契約の申込みを要しない。当該対象契約について、被保険者が保険契約の締結を希望する場合は、特約書及びこの規程に従い保険契約を締結する。③ - 1 及び③ - 2 の条件に該当しない対象契約については、特約書第 1 条第 1 項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</u> ③ - 1 (略) ③ - 2 以下に該当するもの	2 国別引受基準 (2) 特定制限国 ① (略) ② ①にかかわらず、イラクについては、③ - 1 及び③ - 2 の条件に該当する対象契約については、保険申込みを要する。当該条件に該当しない対象契約については、特約書第 1 条第 1 項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。 ③ - 1 (略) ③ - 2 <u>③ - 1 (ii)のうち以下に該当するもの、及びイラク財</u>	

(i) <u>③ - 1 (ii)のうち</u>契約金額が 10 億円を超える対象契約 (ii) イラク<u>財務省保証付 I L C 決済の案件</u> なお、上記(i) <u>又は(ii)</u>に該当する案件については、<u>日本貿易保険に保険契約締結の内諾を申請しなければならない</u>。日本貿易保険が内諾書を発行した場合には、<u>当該内諾書に基づき</u>日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。 (注 1) ③ - 1 における政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。 イ～ロ (略) ハ 一の対象契約のうち一部が、政府開発援助契約等に該当する場合であって、③ - 2 (i)に該当する対象契約又は残りの契約金額の全部又は一部が③ - 2 (ii)に該当する場合であって、日本貿易保険が内諾書を発行した場合には、当該内諾書に基づき、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。日本貿易保険が内諾書を発行しなかった場合には、③ - 2 (i)に該当する対象契約については、政府開発援助契約等に該当する部分についてのみ、③ - 2 (i)に該当しない対象契約については、政府開発援助契約等及び③ - 1 (ii)に該当する部分について、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。なお、前受金の受領及び I L C の取得に係る日本貿易保険のてん補責任については、③ - 1 の取扱いと同様とする。 ニ (略) (注 2) (略) (注 3) 「イラク財務省保証付 I L C 決済の案件」とは次のものをいう。	<u>務省保証付き I L C 決済の案件</u> (i) 契約金額が 10 億円を超える対象契約 (ii) イラク<u>国内における貨物の引渡しを支払条件と定めている取引（ただし、外務省がホームページで公表している海外安全情報において退避勧告が発出されていないイラク国内の地域の港における貨物の引渡しを支払条件と定めている取引を除く。）</u> なお、上記(i)に該当する案件、<u>イラク財務省保証付 I L C 決済の案件、及び(ii)に該当する部分について</u>、日本貿易保険が内諾書を発行した場合には<u>限り</u>、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。 (注 1) ③ - 1 における政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。 イ～ロ (略) ハ 一の対象契約のうち一部が、政府開発援助契約等に該当する場合であって、③ - 2 (i)に該当する対象契約又は残りの契約金額の全部又は一部が③ - 2 (ii) <u>若しくはイラク財務省保証付き I L C 決済</u>に該当する場合であって、日本貿易保険が内諾書を発行した場合には、当該内諾書に基づき、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。日本貿易保険が内諾書を発行しなかった場合には、③ - 2 (i)に該当する対象契約については、政府開発援助契約等に該当する部分についてのみ、③ - 2 (i)に該当しない対象契約については、政府開発援助契約等及び③ - 1 (ii)に該当する部分 <u>(ただし、③ - 2 (ii)に該当する部分を除く。)</u>について、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。なお、前受金の受領及び I L C の取得に係る日本貿易保険のてん補責任については、③ - 1 の取扱いと同様とする。 ニ (略) (注 2) (略) (注 3) 「イラク財務省保証付<u>き</u> I L C 決済の案件」とは次のものをいう。
--	--

対象契約の契約金額の全部又は一部が、イラク財務省保証付 I L C により決済されるもの（契約金額の一部が、イラク財務省保証付 I L C により決済される場合は、その該当部分）	対象契約の契約金額の全部又は一部が、イラク財務省保証付 <u>き</u> I L C により決済されるもの（契約金額の一部が、イラク財務省保証付 <u>き</u> I L C により決済される場合は、その該当部分）	
附 則〔抄〕 附 則〔 <u>令和 7 年 3 月 14 日</u> 〕 この改正は、 <u>令和 7 年 4 月 1 日</u> から実施する。	附 則〔抄〕 附 則〔 <u>令和 7 年 2 月 20 日</u> 〕 この改正は、 <u>令和 7 年 2 月 28 日</u> から実施する。	